

障害者総合支援法施行3年後 の見直しに係る議論の整理② (案)

1. 高齢の障害者に対する支援の在り方について
2. 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について
3. 障害児支援について
4. その他の障害福祉サービスの在り方等について

平成27年11月27日

1. 高齢の障害者に対する支援の在り方について

1 (1) 現状・課題

(障害福祉制度と介護保険制度)

○ 障害者総合支援法第7条に基づく介護保険優先原則については、公費負担の制度よりも社会保険制度の給付を優先するという社会保障制度の原則に基づいている。一方、これまで障害福祉制度を利用してきた障害者が介護保険サービスを利用するに当たって以下のような課題が指摘されている。

・ 介護保険サービスを利用する場合、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の事業所を利用することになる場合がある。

・ 障害福祉制度の利用者負担は、これまでの軽減措置によって介護保険制度の利用者負担上限と異なっていることから、介護保険サービスを利用する場合、介護保険制度の利用者負担が生じる。

・ 障害福祉サービスについて市町村において適当と認める支給量が、介護保険の区分支給限度基準額の制約等から介護保険サービスのみによって確保することができない場合は、障害福祉制度による上乗せ支給がなされる取扱いとされているが、自治体によっては、障害福祉サービスの上乗せが十分に行われず、介護保険サービスの利用に伴って支給量が減少する要因となっている。

○ 障害福祉サービスと介護保険サービスを併給する事例や、高齢化に伴い、障害者を支援する親が要介護者となる事例など、障害福祉制度と介護保険制度の緊密な連携が必要となっている。その際には、相談支援専門員と介護支援専門員との連携も重要である。

○ 居住地特例（障害福祉制度）により障害者支援施設等に入所した障害者については、障害者支援施設等が住所地特例（介護保険制度）の対象となっていないことから、障害者支援施設等所在地と異なる市町村の介護保険施設等に移行した場合、それに係る費用などは、当該障害者支援施設等のある自治体の負担となっている。

○ 65歳以上になって初めて障害福祉サービスを利用しようとする者について、介護保険制度との関係を踏まえたときに、障害福祉制度の利用を認めることが適当かという指摘がなされている。

(障害者の高齢化に伴う心身機能の低下等への対応)

○ 高齢化による障害者の心身機能の低下に伴い、従来の事業所の体制・人員では十分な支援が行えなくなっているとの指摘がなされている。また、障害者自身も日中活動

1 への参加が困難となったり、若年者と同様の日中活動ができなくなっている等の指摘
2 がある。

3 ○ 障害福祉サービス事業所では高齢者に対応するノウハウが、介護保険事業所では障
4 害者に対応するノウハウが、それぞれ乏しく、それぞれの事業所における支援技術の
5 向上が必要である。

6 ○ 65歳未満の障害者で親と同居している知的障害者は90.7%、精神障害者は65.7%
7 となっており、親と生活している割合が高い。親による支援は、生活全般にわたる場
8 合もあり、「親亡き後」は生活を総合的に支援する者が失われることになる。

9 一方、夫婦で暮らしている知的障害者は5.1%、精神障害者は25.4%。子と暮らし
10 ている知的障害者は4.3%、精神障害者は16.7%となっており、親以外の支援者が少
11 ないため、「親亡き後」に親に代わる支援者が必ずしもいる状況ではない。

12 ○ 「親亡き後」に備えて、当該障害者がどのような課題を抱えているか、それに対し
13 て何を準備しなければならないかを明確にするため、一部の地域ではエンディングノ
14 ートが活用されている。

15 また、「親亡き後」に親以外の者が支援することができる状況を作るためには、親
16 がいる間に準備しておくことが重要との指摘がある。

17 (2) 検討の方向性

18 (基本的な考え方)

19 ○ 日本の社会保障は、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応で
20 きない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みを基本とすることを踏まえると、現
21 行の介護保険優先原則を維持することは一定の合理性があると考えられる。そのもと
22 で、介護保険サービスの利用に当たっての課題への対応について以下のように検討す
23 ることとしてはどうか。

24 ○ その際、障害福祉制度と介護保険制度との関係や長期的な財源確保の方策を含めた
25 今後の在り方を見据えた議論が必要ではないか。

26 (障害福祉制度と介護保険制度の連携)

27 ○ 介護保険サービスの利用に当たっては、障害者が介護保険サービスを利用する場合
28 も、それまで当該障害者を支援し続けてきた障害福祉サービス事業所が引き続き支援
29 を行えるよう、利用者や事業者にとって活用しやすい実効性のある制度となるよう留
30 意しつつ、その事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行うこととし
31 てはどうか。

1 ○ 障害福祉制度と介護保険制度の両制度の連携を推進するため、自立支援協議会と地
2 域ケア会議及び基幹相談支援センターと地域包括支援センターとの連携の推進に向
3 けた好事例の収集等を通じて、全国的に連携の推進を図るとともに、障害福祉計画と
4 介護保険事業（支援）計画が一層調和のとれたものとなる方策を検討の上、実施する
5 こととしてはどうか。その際、連携が実効性のあるものとなるよう、基幹相談支援セ
6 ンター等による取組を推進する必要があるのではないか。

7 ○ 相談支援専門員と介護支援専門員の連携を推進するため、両者の連携が相談支援事
8 業及び居宅介護支援事業が行うべき業務に含まれる旨を明確にするとともに、それぞ
9 れの視点の理解を促進するための方策を検討することとしてはどうか。また、介護保
10 険サービスの利用に当たって、円滑なサービスの利用ができるよう相談支援専門員の
11 モニタリングの頻度について、モニタリングの実態を踏まえつつ、検討することとし
12 てはどうか。

13 加えて、65歳を超えても引き続き同一の者による対応等を推進するため、相談支援
14 専門員と介護支援専門員の両方の資格を有する者の拡大のための方策を実施するこ
15 ととしてはどうか。

16 ○ 介護保険サービスの利用に伴う利用者負担については、従来利用してきた障害福祉
17 サービスと同様のサービスを利用するにも関わらず、利用者負担が発生するといった
18 課題があることを踏まえ、一般高齢者との公平性や介護保険制度の利用者負担の在り
19 方にも関わることに留意しつつ、その在り方について検討することとしてはどうか。

20 ○ 介護保険制度移行に関する現行の取扱いを踏まえ、介護保険給付対象者の国庫負担
21 基準については、財源の確保にも留意しつつ、検討することとしてはどうか。

22 ○ 障害者支援施設等に入所していた障害者が退所して、介護保険施設等に入所する場
23 合の住所地特例の見直しについては、次期介護保険制度の見直しにおける介護保険適
24 用除外施設全体に係る住所地特例の検討も踏まえ、対応することとしてはどうか。

25 ○ 介護保険施設等に移行する障害者の特性を理解した支援を実施するため、送り出し
26 側の障害福祉サービス事業所と受け入れ側の介護保険施設等の連携や受け入れに当
27 当たっての適切な支援の方策について検討することとしてはどうか。

28 ○ 65歳以上になって初めて障害を有する状態になった場合の障害福祉サービスの利
29 用については、現行の介護保険優先原則の下で整理されるのではないかと。

30 （障害者の高齢化に伴う心身機能の低下等への対応）

31 ○ 高齢化に伴い心身機能が低下した障害者に対応するための技術・知識を高めるため、
32 障害福祉サービス事業所に対する研修に心身機能の低下した障害者支援の手法など
33 を位置づけることとしてはどうか。

- 1 ○ グループホームにおいて、高齢化に伴い重度化した障害者に対応することができる
2 支援や日中支援活動を提供するサービスを位置づけ、適切に評価することを検討する
3 こととしてはどうか。なお、その際には、医療との連携についても留意する必要がある
4 のではないか。
- 5 ○ 地域で生活する高齢障害者等に対し、平成 27 年度に実施している地域生活支援拠
6 点に関するモデル事業の成果も踏まえつつ、地域生活を支援する拠点の整備を推進す
7 ることとしてはどうか。その際、グループホームにおける重度者への対応の強化、地
8 域生活の支援、医療との連携、短期入所における緊急時対応等を総合的に進めること
9 としてはどうか。
- 10 ○ 「親亡き後」に向けた準備を支援するエンディングノートについて、障害者本人の
11 意思決定支援に関わるものである点に留意しつつ、その普及に向けた取組を進めるこ
12 ととしてはどうか。
- 13 ○ 「親亡き後」に向けて、適切な助言を行い、親が持つ支援機能を補完し、障害福祉
14 サービス事業者、成年後見人、自治体、当事者など様々な関係者で当該障害者を支え
15 るためのチームづくりを主導するため、主任相談支援専門員（仮称）を創設すること
16 としてはどうか。

2. 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

1 (1) 現状・課題

2 (支給決定プロセスの現状と課題)

- 3 ○ 支給決定については、申請者に必要な支援を総合的に評価した上で、市町村が障害
4 福祉制度による給付の範囲と具体的内容について判断するものであり、申請者の利用
5 意向を適切に勘案するため、平成 24 年度よりサービス等利用計画案の提出を求め、
6 その内容を勘案事項に含めることとし、平成 27 年度からは全ての申請者について、
7 サービス等利用計画案の提出が義務付けられているが、一部作成率が低調な市町村が
8 あり、平成 27 年 6 月末現在、全国平均で約 8 割の作成率となっている。
- 9 ○ 利用者本人の意向、家族の状況も含めた本人が置かれた環境等を客観的に把握しつ
10 つ、最適な支援につなげるため、適切なサービス等利用計画案の作成など、計画相談
11 支援の質の向上を図ることが必要であるとともに、基幹相談支援センターなどを含め
12 た相談支援体制の更なる充実が求められている。

13 (障害支援区分の認定)

- 14 ○ 障害者自立支援法施行時に導入された障害程度区分については、支給決定における
15 公平性や透明性の確保のため、支給決定の勘案事項とされるとともに、報酬の設定や
16 一部サービスの利用要件として用いられていた。平成 26 年度には、名称を「障害支
17 援区分」に改めるとともに、障害特性をより適切に評価するため、認定調査項目や各
18 調査項目における判断基準の見直しが行われた。平成 26 年 4 月から 9 月までの審査
19 判定実績においては、障害支援区分の導入前に比べ、知的障害や精神障害を中心に 2
20 次判定での引上げ割合が低下しているが、一方で、当該割合には地域差が見られるこ
21 とや、従来と比べて上位区分の割合が上昇しているのではないかとの指摘がある。
- 22 ○ 障害支援区分の認定調査においては、本人以外の支援者等から聞き取りを行うこと
23 や、医師意見書に別途専門職等から求めた意見を添付することができる仕組みとなっ
24 ている。一方、認定調査員等の研修事業については、その研修内容等について標準的
25 なものがないとの指摘がある。

26 (国庫負担基準)

- 27 ○ 国庫負担基準は、限りある国費を公平に配分し市町村間のサービスのばらつきをな
28 くすために市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限を定めたものであって、個人
29 のサービス量を制限するものではなく、その額の設定に当たっては、市町村の給付実
30 績を踏まえつつサービスの種類ごとに障害支援区分に応じたものとされているが、国
31 庫負担基準内で賄うことができるサービス量以上を必要とする重度障害者に対して
32 適切な支給決定が行われていないとの指摘がある。

1 (2) 検討の方向性

2 (基本的な考え方)

- 3 ○ 現行の支給決定プロセスについては、関係者の資質の向上など様々な課題が指摘さ
4 れている一方で、公平性や透明性を確保しつつ、サービス等利用計画案の作成過程等
5 を通じて、利用者の意向が反映される仕組みとなっていると考えられることから、基
6 本的には現行の仕組みにおいてより適切な支給決定が行われるよう以下の見直しを
7 行うこととしてはどうか。

8 (相談支援の取組等)

- 9 ○ 都道府県・市町村の協議会を通じた相談支援の取組の充実や、基幹相談支援センタ
10 ー等による取組を推進する必要があるのではないか。

- 11 ○ 計画相談支援については、利用者本人にとって最適な支援につなげることができる
12 よう、相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、研修制度の見直しや、指導的役割
13 を担う人材（主任相談支援専門員（仮称））を育成するとともに、こうした人材の適
14 切な活用について検討することとしてはどうか。なお、主任相談支援専門員の育成に
15 当たっては、求められる支援技術、育成のカリキュラム、実務経験の評価等の在り方
16 を検討する必要があるのではないか。

17 (障害支援区分の認定)

- 18 ○ 障害支援区分及びその役割については、2次判定の引上げ割合に地域差が見られる
19 ことなどの指摘があることから、その要因を分析し、判定プロセス（1次判定・2次
20 判定）における課題を把握した上で、その結果を踏まえて、必要な改善策を検討す
21 ることとしてはどうか。また、市町村ごとの審査判定実績等必要な情報を国が把握し、
22 自治体に対して継続的に提供するなど、認定事務の適正な運用を図っていくこととし
23 てはどうか。

- 24 ○ 障害支援区分に係る制度の趣旨や運用等について周知を行う等、制度の普及・定着
25 に向けた取組を徹底するとともに、認定調査員等の研修について、全国の都道府県で
26 標準的な研修が実施できるよう、国において研修会用の資料を作成する等の方策を実
27 施することとしてはどうか。

28 (国庫負担基準)

- 29 ○ 国庫負担基準については、財源の確保にも留意しつつ、重度障害者が多いこと等に
30 より訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超過せざるを得ない小規模な市町村
31 により配慮した方策を検討することとしてはどうか。

3. 障害児支援について

1 (1) 現状・課題

2 (障害児支援の現状と課題)

- 3 ○ 障害児支援については、平成 24 年児童福祉法改正において、障害児や家族にとつ
4 て身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別ごとに分かれていた障害
5 児の給付体系が通所・入所の利用形態別に一元化されるとともに、放課後等デイサー
6 ビスや保育所等訪問支援が創設された。
- 7 ○ 保育所や放課後児童クラブにおける障害児の受入れについては、例えば、放課後児
8 童クラブの受入数が約 2 万 8 千人（平成 26 年 5 月）となるなど着実に進んでおり、
9 また、乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設に入所する障害児数が増加するなど、
10 一般施策等における対応が拡大している。
- 11 ○ 乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設に入所している障害児や、重度の障害や疾
12 病等により外出が困難であるために在宅で生活する障害児に対する発達支援につい
13 ては、必ずしも十分に届いていない状況にあるとの指摘がある。
- 14 ○ 在宅で生活している障害児の支援については、保育等の他制度との連携や、入所支
15 援の機能の活用についても留意する必要がある。

16 (医療的ケア児への支援)

- 17 ○ 医療技術の進歩等を背景として、NICU 等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用
18 し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。
19 このような医療的ケア児が在宅生活を継続していこうとする場合、障害児に関する制
20 度の中で医療的ケア児の位置づけが明確ではないこと等から、必要な福祉サービスが
21 受けにくいほか、医療、福祉、教育等の関係機関との連携が十分ではないこと等から、
22 家庭に大きな負担がかかっているとの指摘がある。

23 (適切なサービスの確保と質の向上)

- 24 ○ 放課後等デイサービスについては、量的な拡大が著しく、その費用額は 1,024 億円
25 （平成 26 年度）で対前年比 5 割近くの伸び、その事業所数及び利用者数は対前年比
26 で 3 割近くの伸びとなっており、特に営利法人が数多く参入している。
27 さらに、単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分ではない事業所
28 が軽度の障害児を集めている事例があるとの指摘がある。
- 29 ○ 障害福祉計画については、障害児支援に関するサービスの必要量の見込み等につい
30 て記載するよう努めることとされている。

1 (2) 検討の方向性

2 (基本的な考え方)

- 3 ○ ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労
4 支援等と連携した地域支援体制の構築を図る観点から、個々の障害児やその家族の状
5 況及びニーズにきめ細かく対応するとともに、障害児支援のうち特に放課後等デイサ
6 ービスなどの障害児通所支援の質の向上を図るため、以下のような方策を検討するこ
7 ととしてはどうか。

8 (発達支援のきめ細かな提供)

- 9 ○ 乳児院や児童養護施設等に入所している障害児に対して必要な支援を提供するた
10 め、乳児院や児童養護施設等を訪問して実施する発達支援を推進する方策を検討する
11 こととしてはどうか。
- 12 ○ 重度の障害等のために外出が困難な障害児に対して必要な支援を提供するため、自
13 宅を訪問して発達支援を実施する方策を検討することとしてはどうか。

14 (医療的ケア児への支援)

- 15 ○ 重症心身障害児に当たらない医療的ケア児について、障害児に関する制度の中で明
16 確に位置づけ、必要な支援を推進することとしてはどうか。
- 17 ○ 医療的ケア児等について、医療・福祉の連携が求められる重症心身障害児等の地域
18 支援に関するモデル事業の実施状況等も踏まえ、その家族の負担も勘案し、医療、福
19 祉、教育等の必要な支援を円滑に受けられることができるよう、都道府県・市町村や関係
20 機関の連携に向けた方策を実施することとしてはどうか。

21 (適切なサービスの確保と質の向上)

- 22 ○ 障害児の放課後等の支援については、子ども・子育て支援施策である放課後児童ク
23 ラブ等における受入れを引き続き推進する必要があるのではないか。
- 24 ○ 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、発達支援を必要とする障
25 害児のニーズに的確に対応するため、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、
26 放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底するとともに、発達支援等の子ども
27 に関する支援の経験者の配置を求めるほか、障害児本人の発達支援のためのサービス
28 提供を徹底するなど、制度面・運用面の見直しを行うこととしてはどうか。
- 29 ○ 障害児のニーズに的確に応える観点から、障害福祉サービスと同様に、都道府県・
30 市町村において、障害児支援のニーズ等の把握・分析等を踏まえ、障害児支援に関す
31 るサービスの必要量の見込み等について、計画に記載することを促進してはどうか。

4. その他の障害福祉サービスの在り方等について

(1) 現状・課題

(障害者総合支援法の「障害者」の範囲)

- 障害者総合支援法については、平成 25 年 4 月に、制度の対象として難病等が追加され、順次、対象となる疾病の拡大が図られており、本年 7 月には 151 疾病から 332 疾病に拡大されている。一方で、障害者総合支援法における「障害者」の定義を、障害者基本法における「障害者」の定義に合わせるべきではないか、小児慢性特定疾病における対象疾病も含め、支援を必要とする疾病を幅広く対象とすべきではないかとの意見がある。

(障害福祉サービス等の質の確保・向上)

- 障害福祉サービスの利用者が多様化するとともに、サービスを提供する事業所数も大幅に増加している中、利用者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択できるような仕組みや、事業者が提供するサービスの質の確保・向上を図る取組が重要となる。特に、サービスの質の確保に当たっては、情報の透明性の確保や適正な執行の確保が重要な課題となっている。例えば、実地指導について、施設は 2 年に 1 度、その他のサービス事業所は 3 年に 1 度行うこととされているが、自治体間で実施率に開きがあり、実施率の向上が課題となっている。
- 都道府県と市町村では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に向け、必要なサービス等の見込み量等を記載した障害福祉計画を作成することとしている。第 4 期障害福祉計画（平成 27 年度～29 年度）に係る基本指針では、PDCA サイクルを導入しているが、各自治体において、実効性ある取組を推進していく必要がある。

(障害福祉サービス等の持続可能性の確保)

- 政府は、国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）について、2020 年度（平成 32 年度）までに黒字化を目指すとの財政健全化目標を掲げており、社会保障関係費については、平成 32 年度に向けて、その伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げと併せて行う充実等に相当する水準におさめることを目指すこととされている。財政制度等審議会では、障害者総合支援法の見直しに当たっては、サービス提供の在り方や財源・利用者負担の在り方等について幅広く検討を行い、制度の持続可能性の確保を図るべきと建議されている。
- 障害福祉サービスについては、義務的経費化を行うことで、支援を必要とする障害者等に対し、安定的にサービスを提供することができるようになった。一方で、障害福祉サービス関係予算額が 10 年間で 2 倍以上に増加している。

- 社会保障関係費全体について制度の持続可能性の確保が求められている中、障害福

1 祉サービスについても、障害者に対して必要な支援を確実に保障するため、サービス
2 提供を可能な限り効率的なものとする等により、制度を持続可能なものとしてい
3 く必要がある。今回の制度見直しを含め、障害者のニーズを踏まえたサービスの充実
4 においては、既存の障害福祉サービスの重点化・効率化を始めとする制度の見直しや
5 負担の在り方の見直し等と併せて、財源を確保しつつ実施していく必要がある。

6 (障害福祉サービスの利用者負担等)

7 ○ 障害者の利用者負担については、順次軽減され、平成 22 年度より低所得者等(93.3%)
8 の利用者負担は無料となっており、給付全体に占める利用者負担の割合は 0.26%とな
9 っている。また、障害者自立支援法の創設時に、激変緩和措置として経過措置(食事
10 提供体制加算、障害児サービスにおける補足給付の特例、医療型個別減免の特例)が
11 設けられており、これらは平成 30 年 3 月 31 日までの措置となっている。

12 ○ 自立支援医療の経過的特例措置は、平成 18 年度の自立支援医療制度創設時に、若
13 年世帯が多い育成医療の中間所得層及び一定所得以上の「重度かつ継続」対象者の医
14 療費負担が家計に与える影響等を考慮し、激変を緩和するという観点から負担上限が
15 設定されており、これらは平成 30 年 3 月 31 日までの措置となっている。

16 ○ 利用者負担については、負担能力のある人には必要な負担を求めるべきであり必ず
17 しもサービスの利用抑制につながらないのではないか、所得水準に応じたきめ細かな
18 階層区分があってもよいのではないか、といった意見や、利用者負担を引き上げた場
19 合にはサービスの利用抑制や医療の受診抑制につながるのではないか、家計に影響を
20 及ぼすのではないかと、といった意見がある。

21 (障害福祉サービス等の制度・運用)

22 ○ 地域生活支援事業については、地域の実情に応じた取組が行われており、その事業
23 ニーズが増大している。裁量的経費であり、予算額の伸びには一定の制約がある中で、
24 地方公共団体や当事者団体から予算の確保を強く要望されている。一方で、任意事業
25 で実施率が低く、必要性が低下したと考えられる事業については廃止するなど、従来
26 から見直しが行われており、引き続き見直しを行っていく必要がある。

27 ○ その他、障害福祉サービス等の制度・運用面について、以下のような課題が指摘さ
28 れている。

- 29 ・ 補装具・日常生活用具の適切な支給等に向けた取組
- 30 ・ 障害福祉サービス等を担う人材の確保や資質向上
- 31 ・ 障害福祉サービス等における報酬の支払い(昼夜分離と報酬の日払い方式の考え
32 方)
- 33 ・ 女性の障害者に対する配慮 等

1 (2) 検討の方向性

2 (基本的な考え方)

- 3 ○ 障害福祉サービス等の利用者が多様化するとともに、サービスを提供する事業所数
4 も大幅に増加するなど、障害者総合支援法の施行状況が変化する中で、障害福祉サー
5 ビス等の質の向上・確保や制度の持続性の確保に向けて、以下のような方策を検討す
6 ることとしてはどうか。

7 (障害者総合支援法の「障害者」の範囲)

- 8 ○ 障害者総合支援法はサービス給付法という性質を有するため、制度の対象となる者
9 の範囲を客観的に明確にしておく必要があるが、障害福祉サービスを真に必要とする
10 者がサービスを受けることができるよう、引き続き検討を行うとともに、当面は指定
11 難病に関する検討状況も踏まえつつ、対象疾病の見直しを検討していくこととして
12 どうか。

13 (障害福祉サービス等の質の確保・向上)

- 14 ○ 利用者が、個々のニーズに応じた良質なサービスを選択できるよう、介護保険や子
15 ども・子育て支援制度を参考としつつ、サービス事業所の情報（例えば、事業所の事
16 業内容、職員体制、第三者評価の状況等）を公表する仕組みを設けることとして
17 どうか。

- 18 ○ 事業所が提供するサービスの質の確保・向上に向け、自治体が実施する事業所等へ
19 の指導事務を効果的・効率的に実施できるよう、介護保険制度における指定事務受託
20 法人制度を参考としつつ、当該事務を適切に実施することができると認められる民間
21 法人への委託を可能とすることとしてはどうか。

- 22 ○ 市町村による給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、現在支払事務
23 を委託している国民健康保険団体連合会について、審査を支援する機能を強化するこ
24 ととしてはどうか。また、制度に対する理解促進や不正請求の防止等の観点から、市
25 町村から利用者に対し、サービス内容や金額を通知するなどの取組を推進すること
26 としてはどうか。

- 27 ○ 障害福祉計画の実効性を高めていくため、例えば、PDCA サイクルを効果的に活用し
28 ている好事例を自治体間で共有するとともに、都道府県ごとの目標・実績等の公表・
29 分析や、障害福祉サービスの利用状況等に関するデータ分析に資する取組などを推進
30 してはどうか。

31 (障害福祉サービス等の利用者負担)

- 32 ○ 障害福祉サービス等の利用者負担については、障害者総合支援法の趣旨やこれまで
33 の利用者負担の見直しの経緯、障害者等の家計の負担能力、他制度の利用者負担との

1 バランス等を踏まえ、制度の持続可能性を確保する観点や、障害福祉制度に対する国
2 民の理解や納得を得られるかどうかという点、利用抑制や家計への影響といった懸念
3 にも留意しつつ、引き続き検討することとしてはどうか。

- 4 ○ 利用者負担に関する経過措置（食事提供体制加算等）の見直しについては、時限的
5 な措置であること、施行後10年を経過すること、平成22年度より障害福祉サービス
6 の低所得者の利用者負担が無料となっていること、他制度とのバランスや公平性等を
7 踏まえ、検討する必要があるのではないか。

8 （障害福祉サービス等の制度・運用）

- 9 ○ 地域生活支援事業の在り方については、必要な事業を効果的・効率的に実施するこ
10 とができるよう、自治体における執行状況やニーズ等を踏まえて事業内容を精査する
11 とともに、障害福祉サービスの個別給付の在り方を見直す中で、財源を確保しつつ、
12 引き続き検討を行うこととしてはどうか。

- 13 ○ 補装具の効果的・効率的な支給に向け、実態の把握を行うとともに、貸与方式の活
14 用や、医療とも連携した相談支援の体制整備等を進める必要があるのではないか。

- 15 ○ その他の障害福祉サービス等の制度・運用面に関する課題・指摘について、障害福
16 祉サービス等の質の確保・向上に向けた取組を検討する中で考慮していく必要がある
17 のではないか。